

3 策定の方向

平成16年度県民意識調査によると、調査回答者の7割弱が「男女共同参画社会基本法」について見たり聞いたりしたことがなく、多くの県民が男女共同参画のことをよく知らないことが分かりました。

また、男女の地位が平等になっているかどうかを聞いたところ、男性の7割、女性の8割が、「社会全体で男性が優遇されている」と回答しています。

そこで、改めて、県民が日ごろ仕事や日常生活の場で、どのような思いを抱いているかについて直接意見を伺いに、商店会の集まりや子育てサロン、栄養教室をはじめとした県民が主催する各種の会合や講座など42か所の集会に出向き、日常生活の場で感じていることや実情などについて意見を聴いたほか、アンケートやホームページでも意見を収集しました。

また、計画の白紙段階で3か所、骨子案段階で4か所と県内各地で実行委員会の主催による男女共同参画に関するタウンミーティングを開催するとともに、10か所のミニタウンミーティングや3度にわたる意見公募（パブリックコメントを含む）を行い、そこでも家庭生活や地域活動、仕事や教育などについて、いろいろな県民の意見が寄せられました。

これらの県民の意見（*巻末参考資料参照）から、男女共同参画が日常生活の様々な場面に関係する身近な問題であるということを改めて確認することができました。

たとえば、職場においては、女性の賃金が男性より低い場合が少なからずあることや、出産退職などによる女性の再就職の困難さなどがあります。

また、家庭においては、男性が家事・育児をやりたいと思っても実際には時間に余裕がないという声や、子育て中の女性の孤独感を訴える声などがあります。

さらに、地域においては、自治会などの活動は男女がともに担っているにもかかわらず、方針を決定する立場には女性が少ないことなど、様々な実情が浮かび上がってきました。

千葉県では、これらの問題に対応するため、県民の皆様の意見を伺いながら、基本法に基づいた新しい男女共同参画計画づくりを行うこととしました。